

紹介手数料および事務手数料の施行前後の消費税の取扱いについて

本年 10 月 1 日より消費税率が 10%に引き上げられる予定となっておりますが、施行日で

あります 10 月 1 日前後の取引に係る税率の適用関係につきまして

税務署に確認しましたところ、役務の提供完了日の税率が適用されるとのことでした。

具体例としましては以下の通りです。

例 1) 短期勤務 9 月 25 日～10 月 1 日 就労

役務の提供完了日 10 月 1 日のため税率 10%

例 2) 1 か月を超える勤務 8 月 16 日～10 月 15 日 就労予定

求人者締め日 毎月 15 日

9 月 16 日から 10 月 15 日までの役務提供については、その役務提供の完了した日
である 10 月 15 日における税率適用 税率 10%

参考：国税庁消費税室 平成 30 年 10 月 Q&A (次ページ)

<http://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/03.pdf>